

議案第 3 号

山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例の制定に
ついて

山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 2 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、附属機関として山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会を設置することに伴い、山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会設置条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項に規定する町長の附属機関として、山都町いじめの重大事態に係る再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、法第30条第1項の規定により報告された調査の結果について調査及び審議し、その結果を町長に答申しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 心理又は福祉に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(解嘱)

第4条 委員は、第2条に規定する所掌事務が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定め

る。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他委員以外の者に対して、会議への出席を求め意見若しくは説明を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意がある場合においては、これを公開することができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年山都町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 空家等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

いじめの重大事態に係る再調査委員会	委員長	日額	6,000円	
	委員	日額	5,900円	

調査に関するフローチャート

